

# 志賀町ふるさと納税「地場産品基準」について

提供する返礼品は、次のいずれか(1~9)に該当するものとします。

## ◆1 志賀町内にて生産されたもの。(農産物・海産物など1次産品など)

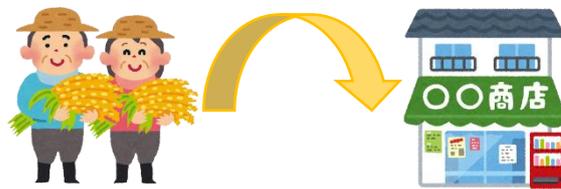
○ 地場産品基準に該当する例



志賀町産

志賀町内で生産された野菜や  
水揚げされた海産物

× 地場産品基準に該当しない例



A市産

志賀町で販売

他市町で生産され、志賀町内で販売  
されているお米。(※3イのお米は除く)

## ◆2 返礼品の原材料の主要な部分が、志賀町内で生産されたもの。

○ 地場産品基準に該当する例



志賀町産



A市で加工

志賀町で生産されたりんごを100%使用して、  
他市町で製造されたりんごジュース

× 地場産品基準に該当しない例



志賀町産



A市で加工

製造に用いるプルーンのうち、志賀町内で生産された  
プルーンを約1割使用し、他市町で製造したジャム

## ◆3 志賀町内において返礼品の製造、加工、その他の工程のうち主要な部分を行うことにより、相応の付加価値が生じているもの。

熟成肉・精米(イ)

石川県内で生産された食肉または玄米を原料とし、志賀町内にて肉の熟成や玄米の精米をおこなったもの。

企画立案(ロ)

志賀町内にて製造の企画立案等、製品に実質的な変更を加えない工程を行っており、当該製品の価値の過半が志賀町内で生じている旨の証明ができるもの。

○ 地場産品基準に該当する例



A市産



志賀町で加工

他市町で生産されたお米を用いて、  
志賀町内の酒蔵で醸造したお酒

× 地場産品基準に該当しない例



A市産



志賀町で加工

他市町から調達したブロック肉を、志賀町内の  
施設で単に切斷・パック詰めした精肉

◆4 志賀町内で生産されたもので、近隣の市町において生産されたものと混在したもの(週通構造上、混在が避けられない場合に限る)であること。

○ 地場産品基準に該当する例



志賀町産

A市で加工

志賀町内で肥育後、近隣の複数団体を管轄すると畜場でと畜するため、近隣団体に肥育された牛肉と混載することが避けられない牛肉

× 地場産品基準に該当しない例



志賀町産

全国で販売

志賀町内で生産されたものと、他市町で生産されたものを全国の店舗で区別なく取り扱っている飲料

◆5 広報の目的で生産された志賀町のキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称等から町独自であることが明白なもの。

○ 地場産品基準に該当する例



あかりちゃんグッズ

志賀町ゆるキャラ「あかりちゃん」グッズ

× 地場産品基準に該当しない例



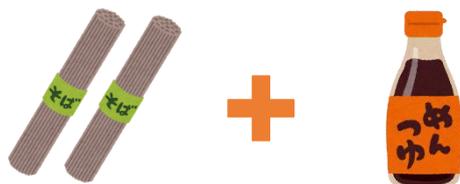
志賀町で創業

A市で加工

志賀町で創業した事業者が、他市町で製造する加工食品

◆6 前各号に該当する返礼品と当該返礼品に付随するものと合わせて提供するもので、当該返礼品の価値が提供するものの価値全体の7割以上であること。

○ 地場産品基準に該当する例



志賀町産

A市産

志賀町内で生産されたそば(2,000円相当)と、他市町で製造されためんつゆ(500円相当)のセット  
【理由】

セットの主要な品であるそばが、前各号の地場産品基準に該当し、そばとめんつゆも関連性があるため。

× 地場産品基準に該当しない例



志賀町産

A市産

志賀町内で醸造された日本酒(2,000円相当)と、他市町で製造されたおちょこ(5,000円相当)のセット  
【理由】

セットの主要な品であるおちょこは、他市町で製造されたものであり、前各号の地場産品基準に該当しないため。

◆7 志賀町内で提供される役務その他これに準ずるもの(宿泊は除く)であって、役務の主要な部分が志賀町に相当程度関連性のあるもの。

○ 地場産品基準に該当する例

- ・志賀町内で、志賀町長の1日体験を行うもの
- ・志賀町が町内で主催する花火大会の観覧
- ・志賀町直営の美術館、博物館への入場(券)
- ・志賀町内で提供されるお墓掃除、雪下ろし、見守り等のサービス



町内のお墓清掃



町主催の花火大会

× 地場産品基準に該当しない例

- ・志賀町内にある全国的に展開している飲食店における飲食
- ・志賀町内にある全国的に展開している美容施設での施術
- ・志賀町に訪れず利用することができる宅配クリーニング
- ・志賀町に訪れるための航空券等のみの単体での提供

注意点!!

社会通念上、他市町の同様の役務では代替困難なものであって、志賀町内で提供される役務ではあるが、全国各地で同様の役務が提供されているなど、地域との関連性が希薄なものは該当しない。

7の2(宿泊)

志賀町内に所在する宿泊施設の宿泊の提供に係る役務で、石川県の区域内においてのみ宿泊施設の運営を行うものが運営するものに限る。(フランチャイズチェーン等の方式により県外に所在する宿泊施設のブランド名を冠するものは該当しない。)

7の3イ(宿泊)  
5万円以下

志賀町内に所在する宿泊施設の宿泊の提供に係る役務であって、7号の2に該当しないもののうち、当該役務(食事も含む。)に要する費用の額が1泊1人あたり5万円を超えないもの。

7の3ロ(宿泊)  
該当地域

志賀町内に所在する宿泊施設の宿泊の提供に係る役務であって、7号の3に該当しないもののうち、災害救助法(特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律)が適用された災害発生市町村が属する都道府県の区域内の地方団体により提供されるもの。

○ 地場産品基準に該当する例



志賀町の旅館

志賀町でのみ運営する  
宿泊施設



志賀町のホテル

全国展開する宿泊施設  
1泊3万円/人



志賀町の旅館

全国展開する宿泊施設  
ペア宿泊券 1泊9万円  
(1人あたり4万5千円)



志賀町のホテル

全国展開する宿泊施設  
災害救助法適用の区域内

7号の4(電気)

志賀町内において地域のエネルギー減により発電された電気。

◆8のイ 近隣の他市町と共同で、これらの区域内において前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの。

○ 地場産品基準に該当する例

- ・志賀町と近隣の地方団体が連携し、共同で開発したオリジナルの特産品を当該複数の地方団体が共通して取り扱うもの。



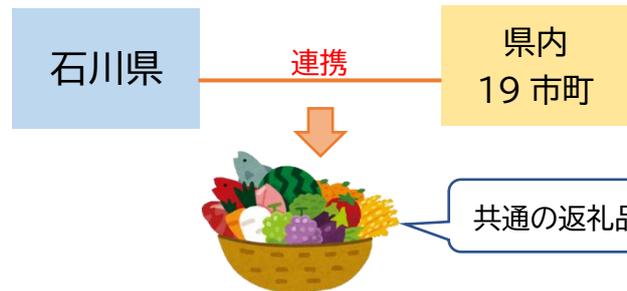
志賀町と近隣市町が連携・共同し、オリジナルの加工品を開発。



◆8のロ 石川県が県内の複数の市町と連携し、連携する市町の区域内において、前各号のいずれかに該当するものを共通の返礼品とするもの。

○ 地場産品基準に該当する例

- ・県内全域の特産物について、県が音頭を取って県内全市町と連携し、県全域の特産品として共通の返礼品として取扱うもの。



◆8のハ 石川県が県内の複数の市町において、地域資源として相当程度認識されている物品および市町を認定し、当該物品と当該市町がそれぞれ返礼品とするもの。

○ 地場産品基準に該当する例

- ・石川県の区域内の地域資源として、商標登録が行われていて、現にその名称が広く知られている等、一般国民から石川県の地域資源であると相当程度認識されている物品。



能登牛

現在、「能登牛」は8のハとして返礼品に登録されています。

◆9 災害、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害による甚大な被害を受けたことにより、その被害を受ける前に提供していた各前号のいずれかに該当する返礼品を提供できなくなった場合において、当該返礼品の代替するものとして提供するものであること。

◆99 前各号のいずれかに該当する返礼品のみと交換させるために提供するもの。

◆セット 前各号のいずれかに該当する返礼品同士を組み合わせたもの。